



宇陀市内で住宅取得（新築・購入）された市民の皆様へ

子育て支援加算あり

宇陀市定住促進奨励金

宇陀市では、定住者の増加と自治会活性化による「活力あるまちづくり」を推進するため、平成23年4月から「定住促進奨励金」制度を行っています。

なお、平成27年4月からは、**子育て支援加算**で子育て世帯を応援しています。

定住促進奨励金とは？

宇陀市内に定住を目的として**住宅取得**（※1）された交付対象者の方に、市内で買い物ができる「**宇陀市ウッピー商品券**」を交付します。

※1 住宅取得とは、自ら居住するための住宅を「新築」または「購入」することで、住宅の所有権登記を完了したものに限り、なお、相続や贈与による場合は対象外です。

交付対象者

次の① ②いずれかに該当し、A～Cの要件に全て該当する方

① 転入者

○住宅取得し、市外から転入した方

- ・転入してから住宅取得する場合は、転入日から1年以内に住宅取得すること。
- ・宇陀市への転入日以前1年間は、宇陀市民でないこと。

※なお、転入日以降1年を超えて住宅取得した場合、または、転入日以前1年間に宇陀市民であった場合は、②の市民の交付対象者となります。

② 市民

○住宅取得した市民の方

- ・住宅の建て替えも対象となります。（平成24年7月1日以降住宅取得分より対象）
- ※なお、住宅の増築や改築は対象外です。

要件

※全て該当すること

- A 取得した住宅が、交付対象者の名義であること（共有可）
- B 市町村税の滞納がないこと
- C 住宅取得した地域の自治会に加入すること



〔裏面へ〕

交付額

「宇陀市ウッピー商品券」で交付します。

- ① 転入者 10万円分
- ② 宇陀市民 5万円分



子育て支援加算

※平成27年4月1日から実施

平成27年4月1日以降に住宅の所有権登記した申請者を対象に、申請時に18歳以下の子どもが同居する申請世帯には、上記の交付額に子育て加算金を加算して、「宇陀市ウッピー商品券」を交付します。

- ・ 18歳以下の子どもの人数（※平成27年4月1日以降に住宅の所有権（保存・移転）登記の場合のみ）
 - ① 1人同居する世帯 5万円分加算
 - ② 2人同居する世帯 10万円分加算（5万円＋5万円）
 - ③ 3人以上同居する世帯 20万円分加算（5万円＋5万円＋10万円）

申請方法・期限

定住促進奨励金交付申請書（様式第1号）に、下記の添付書類を添えて、まちづくり支援課に申請してください。（郵送不可）

申請期限は、住宅取得した建物の所有権登記の日から1年以内です。

※事業が終了すれば、1年以内であっても申請はできません。

■添付書類

| 添付書類 | | 備考 |
|------|--|--|
| ① | 住民票謄本の写し | ■宇陀市役所市民課、各地域事務所で発行 住民票は 謄本（全員） でお願いします。 続柄の記載 も必要です。 |
| ② | 取得した住宅の登記事項証明書の写し ※「全部事項証明書（建物）」のこと | ■奈良地方法務局桜井支局（桜井市粟殿 461-2）で発行 所有権登記日から1年以上経過していないか確認ください。 ※「登記完了書（電子申請）」ではありません。 |
| ③ | 住民基本台帳・納税等確認承諾書（様式第2号） | ※まちづくり支援課が確認しますので、住所、氏名、押印をお願いします。 |
| ④ | 【転入者のみ】 納税証明書または非課税証明書 | ■転入日の前年1月1日現在の住所地の税務課で発行 納期が到来した直近年度分の「納税証明書」を請求して下さい。 ※「所得証明書」ではありません。 |
| ⑤ | 自治会加入確認書（様式第3号） | 住所地の自治会長様に、自治会加入を確認していただいで下さい。 |

※定住促進奨励金交付申請書（様式第1号）、③住民基本台帳・納税等確認承諾書（様式第2号）、⑤自治会加入確認書（様式第3号）は、市のホームページからダウンロードできます。

申込み・問合せ先

宇陀市役所 まちづくり支援課

住所：宇陀市榛原下井足17番地の3

電話：0745-82-3910